

別表1-2 事業ごとの設置工事に係る補助金交付上限額

(単位:万円)

事業の種類	高速道路SA・PA及び道の駅等への充電設備設置事業(経路充電)					商業施設及び宿泊施設等への充電設備設置事業(目的地充電)					マンション、月極駐車場及び事務所・工場等への充電設備設置事業(基礎充電)																
	高速道路SA・PA等(特別な仕様に基づく工事)		高速道路SA・PA等(特別な仕様に基づかない工事)道の駅/給油所/公道上		空白地域	コンビニエンスストア/自動車ディーラー		普通・コンセントスタンド			コンセント		分譲・賃貸マンション等				月極駐車場				従業員駐車場、社有車駐車場/共同利用充電拠点						
	普通・コンセントスタンド	普通・コンセントスタンド	普通・コンセントスタンド	普通・コンセントスタンド	普通・コンセントスタンド	普通・コンセントスタンド	普通・コンセントスタンド	普通・コンセントスタンド	普通・コンセントスタンド	普通・コンセントスタンド	普通・コンセントスタンド	普通・コンセントスタンド	普通・コンセントスタンド	普通・コンセントスタンド	普通・コンセントスタンド	普通・コンセントスタンド	普通・コンセントスタンド	普通・コンセントスタンド	普通・コンセントスタンド	普通・コンセントスタンド	普通・コンセントスタンド	普通・コンセントスタンド	普通・コンセントスタンド	普通・コンセントスタンド	普通・コンセントスタンド	普通・コンセントスタンド	
設置場所の例	急速(90kW以上)	急速(50kW以上90kW未満)	急速(90kW以上)	急速(50kW以上90kW未満)	急速(50kW以上)	急速(90kW以上)	急速(50kW以上90kW未満)	普通・コンセントスタンド	コンセント	普通・コンセントスタンド	普通・コンセントスタンド	普通・コンセントスタンド	普通・コンセントスタンド	普通・コンセントスタンド	普通・コンセントスタンド	普通・コンセントスタンド	普通・コンセントスタンド	普通・コンセントスタンド	普通・コンセントスタンド	普通・コンセントスタンド	普通・コンセントスタンド	普通・コンセントスタンド	普通・コンセントスタンド	普通・コンセントスタンド	普通・コンセントスタンド	普通・コンセントスタンド	
対象となる充電設備	平置き	平置き	平置き	平置き	平置き	平置き	平置き	平置き	機械式	平置き	機械式	平置き	機械式	平置き	機械式	平置き	機械式	平置き	機械式	平置き	機械式	平置き	機械式	平置き	機械式	平置き	
補助率	1/2以内		1/2以内		1/2以内	1/2以内		1/2以内			1/2以内				1/2以内				1/2以内								
補助対象となる工事区分及び工事項目	1/2以内		1/2以内		1/2以内	1/2以内			1/2以内			1/2以内				1/2以内				1/2以内							
(1) 充電設備設置工事費	単位																										
① 充電設備設置工事費	基数	ア.基礎・据付工事費		25	25	25	25	25	15	50	2	50	15	50	2	50	15	50	2	50	25	25	15	50	2	50	
	基数	イ.搬入・運搬費		8	8	8	8	8	1	1			1	1			1	1			8	8	1	1			
② 電気配線工事費	基数	250	130	130	130	130	65	120	65	120	65	120	65	120	65	120	65	120	65	120	130	130	65	120	65	120	
③ 高圧受変電設備設置工事費	申請	設置する充電設備出力の総和に応じた額		600	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600	
④ 特別措置に基づく受電工事費	申請	95	95	95	95	95	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	95	95	30	30	30	30	
(1)小計(①③を除く)		378	258	258	258	258	111	201	97	200	111	201	97	200	111	97	111	201	97	200	258	258	111	201	97	200	
(2) 案内板設置工事費	単位																										
案内板設置工事費	申請	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	
(3) 付帯設備設置工事費	単位																										
① 充電スペースのライン引き工事費	基数	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	
② 路面表示工事費	口数	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	
③ 屋根設置工事費	基数	一つの申請で屋根と小屋を重複して選択はできない。		45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	
④ 小屋設置工事費	基数	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	
⑤ 充電設備防護用部材設置工事費	基数	8	8	8	8	8	8	8	20	8	20	8	20	8	20	8	20	8	20	8	20	8	20	8	20		
⑥ 電灯設置工事費	基数	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5		
(3)小計		78	78	78	78	78	78	20	78	20	78	20	78	20	0	0	78	20	78	20	78	78	78	20	78	20	
(4) その他設置に係る費用	単位																										
① 雑材・消耗品費、養生費	申請	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	
② レイアウト検討費	申請	図面作成費		10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	
		レイアウト検討費		10	25	10	25	10	25	10	25	10	25	10	25	10	25	10	25	10	25	10	25	10	25	10	25
		電力会社立会・協議費		5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	
③ 安全誘導員費	申請	15	15	15	15	15	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	15	15	10	10	10	10	
④ 停電回避費	申請	高速道路SA・PA等(特別な仕様に基づく工事)への設置																									
⑤ 充電スペース造成費	申請	経路充電、目的地充電及び基礎充電の内既存マンション等への設置工事でセンターが認めた場合		50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	
⑥ (1)~(3)の工事でなかったその他労務費	申請	17	17	17	17	17	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	17	17	8	8	8	8	
(4)小計		112	112	112	112	112	98	48	98	48	133	83	133	83	133	133	48	48	48	48	62	62	48	48	48	48	
補助金交付上限額(高圧受変電設備の設置「無」)		3700	3050	400	280	280	280	140	135	135	95	135	135	95	65	135	135	95	135	135	140	108	135	135	95	135	
補助金交付上限額(高圧受変電設備の設置「有」)		3700	3050	1000	880	880	880	740	735	735	695	735	735	695	735	735	695	735	735	740	708	735	735	695	735		

(注) 複数の充電設備または複数口の充電設備の設置工事における「設置工事」の補助金交付上限額については、別にセンターが定める。

設置する充電設備出力の総和	上限額(万円)
50kW以上90kW未満	200
90kW以上150kW未満	300
150kW以上250kW未満	400
250kW以上350kW未満	500
350kW以上	600

*1 既存マンション等に設置する場合のレイアウト検討費の上限とする。新築マンション等においては、10万円を上限とする。

*2 高速道路SA・PA等(特別な仕様に基づく工事)への設置をした場合に適用する工事全体の上限額を示す。

*3 高速道路SA・PA等(特別な仕様に基づく工事)に150kW以上かつ3口以上の急速充電設備を設置した場合、工事全体の上限額に2口を超えた口数あたり1550万円を加算する。

*4 設置する充電設備は、急速充電設備に限る。

*5 設置する充電設備出力の総和により上限額を右表の通りとする。(高速道路SA・PA等の特別な仕様に基づく工事を除く)